

事務連絡
令和4年12月13日

各都道府県水道行政担当部（局） 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局水道課

水道事業者への支援に関する「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援
地方交付金」（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金）
の活用について

令和4年9月9日の「第4回物価・賃金・生活総合対策本部」において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化として、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「本交付金」という。）が創設されることとされ、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の創設について」（令和4年9月9日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）（別添）が発出されました。

同事務連絡において、本交付金は、コロナ禍においてエネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組に、より重点的・効果的に活用することとされているところです。

水道事業者等においては、導水・送水・配水施設におけるポンプの使用や、浄水処理等の過程において多くの電力を消費するため、電力価格高騰により事業経費が増大していると考えられ、地域の実情に応じて必要があると判断される場合には、水道事業者等に対する電力価格の高騰分などの支援のために本交付金を活用いただくことが可能となっていますので、関係部局と調整の上、本交付金の活用についてご検討いただきますようお願いいたします。

なお、関係部局と連携し、都道府県内の各市区町村に対してもこの旨周知いただきますようよろしくお願いいたします。

（問い合わせ先）
厚生労働省医薬・生活衛生局水道課（福島）
TEL：03-5253-1111（内線：4037）